

三国保連第2744の3号
令和 6年 9月24日

施術機関 御中

三重県国民健康保険団体連合会
(公 印 省 略)

返戻レセプト等に関する令和6年10月からの運用変更
(お知らせ)

平素は診療報酬等請求事務にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、みだしのことについて、民法の一部改正（令和2年4月1日付）にて、診療報酬請求権の消滅時効の起算日が「原則として診療月の翌月1日（国民健康保険の場合は、翌々月の1日）」と改正され、返戻レセプトへ審査完了月を示す返戻印が不要となったから、療養費支給申請書の運用について見直しを行い、下記のとおり令和6年10月送付分から運用変更いたします。

記

○返戻印の廃止

返戻となった療養費支給申請書への返戻印を廃止します。

なお、返戻内容等は添付の返戻付箋でご確認ください。

事務担当 審査第1課管理係 小松 TEL : 059-228-5189
